正　誤

平成二十二年三月三十一日付け奈良県公報号外第四十五号正誤表

題名	ページ	行	誤	正
職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	七	九	第八号第六項第一号	第八条第六項第一号
		十九	として支給する	として、施行日の前日において受けていた条例第八条第六項第二号の規定により算出される特地勤務手当に準ずる手当の月額に相当する額を特地勤務手当に準ずる手当として支給する